

■協議終了後の許可申請手続きの流れ（4 ha 以下）

1. 農業委員会に申請書を提出する。
【申請書Aのみ4条の場合は2部、5条の場合は3部提出（その他は1部）】
（毎月20～25日締切※土日祝祭日の場合は翌日）
2. 翌月の農業委員会の総会にて議決され、許可指令書を交付する【16日頃】
（毎月13日総会※土日祝祭日の場合は翌日）
3. 許可について、同月に県農業会議へ意見聴取を行い回答を受け、許可指令書を交付する【25日頃】
（30アール超のみ）

※なお、4ヘクタール以下の農地転用許可については、県からの権限委譲に伴い、農業委員会会長名での許可になります。

◎県から委譲されている事務

- （1）4ヘクタール以下の自己所有の農地を農地以外のものにする場合の許可
（法第4条）
- （2）4ヘクタール以下の農地等を転用目的で権利移動する場合の許可
（法第5条）
- （3）その他附随する事務